

Ⅰ 懲戒処分の意義

懲戒処分は、職員の義務違反に対して、任命権者が公務員関係における秩序を維持する目的をもって職員に科する処罰です。社会一般の公共秩序維持の観点から科される刑事罰とは、趣旨・目的が異なることから、刑事罰と併せて行われることもあります。

2 懲戒の事由

- (1) 国公法若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 懲戒処分の種類及び効果

- (1) 免職
- (2) 停職(|日以上|年以下の期間、職務に従事させず、給与は支給されない)
- (3) 減給(|年以下の期間、俸給の月額の5分の|以下に相当する額を給与から減ずる)
- (4) 戒告(その責任を確認し、将来を戒める)

上記の効果のほかに、懲戒処分を受けると期末・勤勉手当や昇任などにも影響 します。(P.18 参照)

【参考】訓告、厳重注意等

各府省においては、内規により訓告、厳重注意、注意等が行われている例があります。これらは 国公法に基づく懲戒処分ではなく、職員が職務上の義務に違反した場合において、上級監督者 としての部下職員に対する指導、監督上の措置として行われるものです。

4 懲戒処分の量定

任命権者は、懲戒の事由のいずれかに該当する場合に、免職、停職、減給又は 戒告のいずれか一つの処分を行うことができますが、具体的にいかなる種類の処 分をどの程度まで科すべきかは、各任命権者が、行為の動機、態様、結果等のほ か、職員の職責、処分歴、他の職員及び社会に与える影響等、種々の事情を総合 的に考慮の上、判断すべきこととされています。

なお、代表的な事例に対する標準的な懲戒処分の量定について、「懲戒処分の 指針について」が発出されています。(P.21~P.23 参照)

5 懲戒権者

懲戒権を行使する権限を有する者(懲戒権者)は、任命権者とされています。この任命権者とは、各省大臣等をいいます。

6 懲戒処分の手続

懲戒処分の手続は、「懲戒処分書」と「処分説明書」を併せて職員に交付しなければならないとされています。

懲戒処分の効力は、職員に「懲戒処分書」を交付したときに発生します。

また、懲戒処分は、国民への説明責任を果たす観点から、原則として任命権者によって公表されます。(「懲戒処分の公表指針について」(P.24 参照))

7 救済措置

懲戒処分についての不服がある場合は、処分説明書を受領した日の翌日から 起算して3箇月以内に、人事院に対して審査請求をすることができます。

人事院からは、懲戒処分の承認、一部修正又は取消しのいずれかの判断がな されます。

処分についての取消しの訴えは、審査請求に対する人事院の裁決を経た後でなければ提起することができません(ただし、審査請求があった日から3箇月を経過しても、人事院の裁決がないときなどは、処分の取消しの訴えを裁判所に提起することができます)。

(注) 国家公務員倫理法等に違反する行為に関する懲戒処分については、手続等において、ここに掲げたものと異なる取扱いがなされる部分があります。

【照会例 12】

- Q. 年次休暇を全て使用した職員が、銀行で個人的な手続を済ませるため欠勤した場合は、懲戒処分の対象となりますか。
- A. 職務専念義務が免除されるのは、「法律又は命令の定める場合」に限られます。法令により職務専念義務が免除されていない場合は全て、「正当な理由なく勤務を欠く」こととなり、職務専念義務違反、つまり欠勤と評価されますので、懲戒処分の対象となり得ます。

なお、本件について欠勤として懲戒処分を行うか否かは、懲戒権者が各種の事情等を考慮して判断することになります。

【参考】懲戒処分の主な随伴効果について

	免職		減給	戒 告
	九 40,	一一一一一	/时, 不口	7代 豆
期末·勤勉 手当	・支給日の前日ま での間に免職 分された場合、期 末・勤勉手当は不 支給	・基準合、はに関するとのをはいるとのをはいる。というでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、一、はいいのでは、一、はいいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、	・勤勉手当の成績 率が戒告より低 い割合で決定	・勤勉手当の成績 率が標準より低い 割合で決定
退職手当	・退職手当は不支 給 ※ ただし、非違の 性質などを考慮し て一部を支給可 能	・停職期間の月数 の2分の1に相当 する月数を算定 の基礎となる在職 期間から除算		
昇任		・ 処分後 年間は 昇任不可(本省 課長級相当以上 の官職への昇任 の場合は処分後 2年間昇任不可)	・ 処分後 年間は 昇任不可(本本) 課長級相の昇 の官職への昇任 の場合は処分後 年6月間昇任不可)	・ 処分後 年間は 昇任不可
昇格		・ 処分後 年間は 昇格不可	・ 処分後 年間は 昇格不可	・ 処分後 年間は 昇格不可
昇給		・昇給区分が最下 位に決定	・昇給区分が最下 位に決定	・昇給区分が下位 又は最下位に決 定